

貸貸借契約書(案)

- 1 貸貸借物件 伊是名小中学校教職員用パソコン
物件明細は別紙1のとおり。
- 2 契約期間 令和2年4月1日から
令和7年3月31日まで(60か月)
- 3 納入及び設置場所 伊是名村教育委員会
住所 沖縄県伊是名村字仲田1385番地1
伊是名小学校・伊是名中学校
- 4 賃借料 ¥ -
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ -
【年度別内訳】
令和2年度 月額¥ - × 12月 = ¥ -
令和3年度 月額¥ - × 12月 = ¥ -
令和4年度 月額¥ - × 12月 = ¥ -
令和5年度 月額¥ - × 12月 = ¥ -
令和6年度 月額¥ - × 12月 = ¥ -
- 5 契約保証金 免除

上記物件の貸貸借について、賃借人(以下「甲」という。)と貸貸人(以下「乙」という。)は、次の条項によって貸貸借契約を締結し、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)賃借人 沖縄県伊是名村字仲田1203番地
伊是名村長 前田政義

(乙)賃借人 住所
商号
氏名

(契約の目的)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書及び別紙1に記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)を甲が常時正常な状態で稼働し得るように保守し、甲の使用に供するものとし、甲は、これに対し、頭書記載の賃借料を支払うものとする。

(物件の納入及び設置場所)

- 第2条 乙は、甲の指定する日までに、物件を頭書記載の設置場所に納入し、所定の設置作業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の納入及び設置が完了したときは、甲の立会いのもと、仕様書の内容に適合しているか確認を行った上で引渡しを行うものとする。

(物件の使用場所)

- 第3条 甲は、指定の設置場所において物件を使用しなければならない。設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

(物件の使用管理)

- 第4条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。
- 2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を既存する等、物件の現状を変更するような行為をしてはならない。
- 3 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き、物件を譲渡し又は転貸してはならない。

(契約期間)

- 第5条 この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約期間は頭書記載のとおりとする。
- 2 契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算が減額又は削除があった場合には、甲は、この契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(賃借料の支払い)

- 第6条 乙は、使用に供した月の賃借料月額を当該月の翌月に甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該請求額を支払わなければならない。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和

24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

- 4 この契約書の規定により月の途中で契約が解除された場合において、その月の賃借料は、契約が解除されるまでの日数に応じて日割りするものとする。

(物件の保守等)

第7条 乙は、甲が物件を使用するにあたり常時正常な状態で稼働するよう、点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、物件に障害が生じた場合、速やかに技術要員等を派遣し、修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 前2項の規定による点検、調整又は修理(以下「保守等」という。)に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の故意、過失又は不適切な使用により物件に障害が生じたときは、甲の負担とする。

4 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得て、乙の指定する者(以下「丙」という。)に物件の保守等を行わせることができる。この場合、丙が行う保守等については前3項及び次条の規定を準用する。

(執務室への立入)

第8条 乙は、第3条に定める物件の納入又は前条に定める保守等のために物件の設置場所に立ち入ることができる。

(物件に係る保険)

第9条 乙は、乙の負担で物件の動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は重過失によって物件に損害を与えた場合は、前条の規定により付保した動産総合保険で補填されたものを除き、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(機密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報を取扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別紙2個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって

通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、第2条第1項に定める期限までに物件を納入しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(物件の返還)

第15条 この契約が終了し、又は前2条の規定により契約を解除した場合は、甲は、物件を速やかに乙に返還しなければならない。この場合、返還に要した費用は乙が負担するものとする。

(補足)

第16条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約書について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする

別紙1 物件明細

機 器			
	品 名	数 量	備 考
①	教職員用パソコン	30台	ノートパソコン 27台 デスクトップパソコン 3台
②	ソフトウェアマスター媒体 ライセンス証書	各1式	※ライセンス登録をしたソフトウェア毎のマ スター媒体及びライセンス証書を1式とする。(ラ イセンス証書は、原本とコピーで1式とする)
③	リカバリ用ソフトウェア媒体	各1式	※インストール済みソフトウェアを全て含ん だものを1式とする。(CD-ROM又はVD-ROM)
④	リカバリ作業マニュアル (ノート・デスクトップパソコン 用)	各1式	※紙及びDVD-ROM又はCD-ROMを1式とする。 ※マニュアルにはSID変更手順及びボリューム アクティベーション2.0でのライセンス認証手順を 含めること。
⑤	連絡体制表	1式	※紙及びCD-ROMを1式とする。
⑥	設置状況表 (資産管理番号・IPアドレス対応 表を含む。)	1式	※紙及びCD-ROMを1式とする。

アプリケーションソフトのライセンス等			
	品 名	数 量	備 考
①	Microsoft Windows10 pro	30ライセンス	
②	Microsoft Academic Open Business Office Standard 2019	30ライセンス	
③	JUSTSYSTEMS 一太郎 アカデミック版もしくは JL-Education	30ライセンス	

別紙2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、その在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、この承諾があるときはこの限りでない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。――